

議会基本条例各条文案

【5－6 法第96条第2項の議決事件】

A案	議会は、意思決定機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。
B案	法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性和市長等の政策執行上の必要性和を比較考量し、別に条例で定めるものとする。